

熊本県知事 蒲島郁夫様

2021年2月4日

日本共産党熊本県委員会

委員長 松岡勝

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

1、国民に罰則を科す政府の法改定は言語道断。撤回を求めよ

昨日（2月3日）、国会では、入院措置に応じない人や休業・時短の命令に従わない事業者などへの罰則を盛り込んだ、新型コロナウイルス対応のための特別措置法、感染症法等の改定案が可決、成立しました。改定法は、コロナ感染者やコロナ対策で営業が困難になるなど、不利益をこうむっている国民を「犯罪者」扱いし、威嚇と罰則で強権的に行政が対応することを可能にする重大な内容となっており、とうてい容認することはできません。罰則をもちこむことは国民の中に相互監視、分断、差別と偏見をもたらすことにつながります。その結果、検査を回避したり検査結果を隠すようなことになれば感染症対策にも逆行します。

元来、感染症法は患者の人権尊重をはっきりと規定しています。それはハンセン病患者の強制隔離やエイズ患者差別という、過去の過ちに対する反省からです。かつてハンセン病患者を強制収容する「無らい県運動」に加担してきた熊本県は、蒲島知事主導のもと検証委員会を設置し、報告書をまとめています。その冒頭には「二度と同じ過ちを繰り返さないために、歴史にしっかりと向き合い、行動するようにとの戒めであると重く受け止める」と記されています。全国知事会が罰則導入に積極姿勢を示す中、過去の教訓を重く受け止めておられる蒲島知事こそ、全国や政府に向けて警鐘を鳴らすべきです。

新型コロナ感染症対策においていま求められているのは、国民に恐怖心を持たせる施策ではなく、国民が安心できる施策を広げていくことです。誰一人取り残さないという姿勢に立ち、必要な対策に全力をあげるよう、熊本県として政府に強く要請されるよう求めます。

2、医療崩壊を食い止める対策に全力を

新型コロナの新規感染者は、現局面では減少傾向にありますが、医療提供体制は依然として逼迫しています。激務が続き、看護師などの離職が相次いでいます。コロナに対応する医療体制・病床を確保しつつ、通常医療の体制を維持するためには、地域の医療体制全体への支援が必要です。いま日本の医療機関は危機にあるという認識が国民的に共有されている中で、医療機関への減収補てんを求める声は大きく広がっています。ワクチン接種の体制整備を進めるうえでも、医療機関への補てんは

不可欠です。熊本県としても政府に対し、ぜひ医療機関への減収補てんをおこなうよう声をあげていただきたい。

これまで熊本県に交付決定した、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）は約307億円ですが、実際に医療機関に届いたのは171億円にとどまっています。必要な支援が医療現場に届いていない現状を配慮し、受付期間の延長と周知徹底をはかるよう求めます。

3、感染拡大を抑えるために、今こそ検査・保護・追跡の基本を強化すること

医療崩壊を食い止めるうえでもう一つ重要なことは、重症患者を減らすことです。熊本県として、感染拡大を抑え込むための戦略を持ち、社会的検査と感染拡大地域における面的な大規模・集中的検査を実施するよう求めます。

独自の判断で社会的検査の実施に踏み切る自治体も現れています。クラスターが発生すれば重症患者が発生しやすい医療機関や高齢者施設において社会的検査を実施することは、今後の爆発的感染拡大を防止する上でも非常に重要な方策です。熊本県全域において高齢者施設、医療機関、学校等における全職員、患者、利用者、生徒を対象とした社会的検査を実施すべきです。

政府は、こうした社会的検査、感染拡大地域を対象とした大規模・集中的検査を実施する上での財政的保障を示していません。自治体任せではなく、政府が財政の保障や体制の確保について責任を持つよう強く要請すべきです。

4、自粛と一体の補償を

影響が長期化し、事業者の困難は深刻化しています。さらに県独自の緊急事態宣言で、営業時間の短縮要請、外出自粛の徹底など数々の負担を強いています。自粛と一体の補償は必要不可欠ですが、現在の支援策は、現場の窮状を救うに十分なものは到底言えません。「一日4万円の協力金ではなんともならない、家賃やリース代で消えてしまう」といった声が上がっています。飲食店のみならず、多くの事業者が廃業の危機に直面し、仕事を失って生活困窮に陥る人々が広がっています。

自粛要請と一体に十分な補償を行ない、コロナから雇用と営業を守る支援策を拡充すべきです。事業規模に応じて、事業が続けられる補償をおこなうこと、納入業者、生産者など、直接・間接に影響を受けるすべての事業者を対象に、十分な補償をおこなうよう求めます。

政府に対し、GO TO 事業はきっぱり中止し、宿泊・観光産業に対する直接支援の制度に切り替えるよう要請すべきです。

5、生活困窮者のもとに直接行き届く支援策を

仕事や収入を失った生活困窮者のもとにいち早く支援を届ける必要があります。政府として新たな給付制度の創設を検討するよう求めるべきです。

コロナ禍による生活困窮が広がる一方、生活保護利用の資格がありながら利用していない世帯が8割にも上ると言われています。「生活保護は権利」であること、政府も「ためらわずに生活保護の申請を」と呼びかけていることなど周知徹底するとともに、利用をためらわせる要因として指摘されている扶養照会をなくすべきです。

厚労省が実施し、社会福祉協議会が受け付け窓口となっている生活福祉資金の特例貸付は、新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、生活に困窮している方に必要な貸付を迅速に行うことを最優先課題として実施されています。ところが熊本県社協の場合、深刻な生活困窮状態に直面している方でも「総合的な判断」という口実で、何ら理由も示されず貸し付けが断られるケースが相次いで発生しています。生存の危機に瀕している住民を放り出す事態になりかねません。政府自身もこのほど、生活困窮がさらに深刻に拡大している実態を考慮し、コロナ感染拡大の影響を受けた困窮者向けに生活費を貸し付ける「総合支援資金」を拡充し、緊急小口資金と合わせると最大200万円の借入れが可能となりました。「できる限り排除しない」という厚労省の制度の趣旨に基づき、県社協がこの間の対応を改め、申請者の個々の生活の実情に丁寧に寄り添い、貸付決定を進めるよう、県として強く指導されることを求めます。

雇用情勢が大幅に悪化している中、とりわけ非正規労働者への一刻も早い支援が求められています。コロナ対応の休業支援金・給付金が設けられましたが、野村総研の調査によると、休業支援金を知らない人がシフト減の女性労働者の6割、知っているも9割の人が申請していないといいます。また大企業を対象外としているため、大手チェーン店の非正規労働者には支給されません。制度の改善を国に求めるとともに、県内で非正規として働き、仕事が奪われている若者や女性に制度が周知されるよう、さらなる広報活動の強化を求めます。

民間の支援グループが学生への支援物資を募り、配布するなどの善意の活動が広がり、喜ばれています。本来ならば住民の命・暮らしを守ることに責任を持つべき行政が役割を発揮すべきところですが、支援グループ等から聞き取りなどもおこない、県としてできる支援策を具体化・実施されるよう求めます。

以上